

出生前児童の入所申請に関する誓約書

_____年__月__日

(宛先) 板橋区長

板橋区認可保育施設への入所を希望するにあたり、下記の内容について誓約します。

記

- 1 出生後は2週間以内に母子手帳の「出生届出済証明」が記載されたページのコピーを提出すること。
- 2 保育施設ごとに入所可能月齢が設定されており、実際の出生日が内定した保育施設の入所可能月齢を満たさなかった場合、内定が取り消しとなること。
また、この場合、次回の選考は5月入所の選考となること。
- 3 必要な手続きを行わなかった場合や、提出した書類の記載事項に相違があった場合は内定が取り消しとなること。
- 4 内定した場合であっても、面接、健康診断の結果、集団保育が困難と判断された場合は内定が取り消しとなること。

上記について、厳守できなかった場合は保育園入所承諾（内定）を取り消されても異議ありません。

保護者1署名

保護者2署名

<提出先>

〒173-8501 板橋区板橋二丁目66番1号
板橋区役所 保育サービス課 入園相談係

TEL：03-3579-2452 FAX：03-3579-2487